

Ⅱ 連携・協働による推進体制・学習環境の整備

1 生涯学習推進体制の充実

【現状と課題】

県の生涯学習推進体制を整備し、組織間の連携によって、県民に対し充実した学習の機会を提供していくことが必要です。

また、市町村は、生涯学習振興の中核となる社会教育関係職員の現状や、社会の要請にこたえる生涯学習の展開の必要性を踏まえ、担当職員を対象とした「人づくり」や「地域づくり」にかかわる研修の開催や、担当職員に対する相談体制の充実などの支援を希望しており、県はこれらに対応していくことが必要です。

さらに、学習活動の成果を社会に還元していくために、学習者自身が新たな学びの場を企画し、運営していく取組みを支援していくことが必要です。

【推進の方向性】

- 県の生涯学習推進体制を整備し、各組織等と連携を図り県民の学習を充実させていきます。
- 市町村における生涯学習振興のため、社会教育関係職員の取組みを支援していきます。また、市町村における地域学校協働活動の取組みを支援していきます。
- 学習者自身が学習活動の成果を生かし、新たな学びの場を企画し、運営していく取組みを支援していきます。

【具体的取組み】

□県の生涯学習推進体制の整備【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

協働 平成 25 年度に設置した、山形県生涯学習推進委員会の機能を充実させ、関係部局等が更に連携し、総合的に施策が展開されるよう努めます。また、外部有識者で構成する生涯学習検討委員会も継続して開催し、計画の進捗状況や評価を報告し、それに対する提言をいただきます。

□社会教育関係職員等の研修の充実【文化財・生涯学習課生涯学習振興室、山形県生涯学習センター】

創造 山形県生涯学習センターや山形県社会教育連絡協議会等と連携し、市町村の社会教育関係職員等を対象に、市町村の課題やニーズに応じた研修会を開催します。

□市町村の生涯学習振興に関する支援【文化財・生涯学習課生涯学習振興室、山形県生涯学習センター】

協働 市町村からの相談に応え、研修会の開催、学習プログラムの開発等を支援します。

□社会教育主事有資格教員の養成と市町村教育委員会における社会教育主事発令の促進

【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

自立 社会教育主事有資格教員の必要数を確保するために、教育事務所の実状に合わせ社会教育主事講習へ教員を計画的に派遣したり、大学の社会教育主事養成課程で科目を修得した者の確認を行ったりします。また、市町村教育委員会事務局において、社会教育法に

基づき社会教育主事の発令がなされるよう、市町村教育委員会への働きかけを進めます。

□社会教育主事有資格教員の資質向上と学校・家庭・地域との連携・協働の推進

【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

創造 地域と学校の連携・協働体制を推進するために、学校に、校務分掌として地域連携担当教員を位置付けることを推進します。また、社会教育主事有資格教員の資質向上を図るために、研修会の開催や情報提供等を行います。

□リーダー育成講座等の充実【文化財・生涯学習課生涯学習振興室、山形県生涯学習センター】

創造 県民一人ひとりが地域や社会の担い手となり力を発揮できるようにするため、市町村と連携して、リーダー等の育成を行います。

【コラム-市町村等の取組みから③…地域づくり・絆づくり】

鶴岡市「市委嘱生涯学習推進員による地域の学習活動、交流活動」について

鶴岡市では、早くからコミュニティセンター化が進んでおり、市民・地域・行政が連携・協力のもと、将来にわたり安全・安心で心豊かな暮らしを築くために、地域の特性を活かした住民主体による持続可能な地域づくりが進められています。地域住民が生きがいに結びつくような生涯学習に出会い、様々な学習活動が展開できる環境づくりのための方策の一つが「鶴岡市生涯学習推進員」の配置です。これは、市が委嘱する非常勤特別職で、主に各学区・地区のコミュニティセンター、地域活動センター等に配置されており、市民部コミュニティ推進課が担当しています。

生涯学習推進員は、各コミュニティセンター等の事務局職員と連携しながら、誰もが参加しやすい生涯学習活動を企画・運営する仕掛け人と言えます。平成 29 年度は市全域で 170 名の推進員が活躍しています。この取組みは、地域の生涯学習振興とともに地域における人材育成のねらいも兼ねているため、推進員のスキルアップや相互の情報交換・交流等を目的として研修会を実施していて、「生涯学習推進員が地域の生涯学習に関わることにより、企画立案面でアイデアや広がりが生まれてきた」「生涯学習推進員が人と人をつなぐ役割も担っている」といった成果が見られています。平成 29 年度は、研修で学んだ「気づき・振り返り」の重要性が共有され、活動日誌への記入が定着しつつあります。

この先、人口減少、少子高齢化、価値観の多様化等により、地域が一体となって考えていかなければならない課題も多くなってきています。今後さらに生涯学習推進員とコミュニティセンター等が連携し、地域の実情に合わせた効果的な事業開催と地域の負担軽減につなげていく予定です。

2 学習情報提供・相談の充実

【現状と課題】

子供から高齢者までのあらゆる年齢層の県民が、学習内容に興味をもち主体的に学ぶことができるよう、学習機会の充実とともに、学習情報の提供や相談を今後も充実させていくことが必要です。

【推進の方向性】

- 県民の学びの充実のため、学習機会の提供とともに、いつでもどこでどのような講座等が行われているかという広域的な学習情報を提供していきます。
- 収集した学習情報等を市町村に提供することにより、市町村の公民館やコミュニティセンター等における学習情報センター機能の充実を支援していきます。

【具体的取組み】

□学習情報の提供【文化財・生涯学習課生涯学習振興室、山形県生涯学習センター】

自立 県や市町村等が実施する学習情報や講師に係る情報等を幅広く収集し、ホームページ等を活用して県民に情報を提供します。

□学習機会の提供【関係各課・室、山形県生涯学習センター】

自立 講座の開設に加え、県民の地域生活と関わりが深いものを対象に、出前講座も行います。

□市町村からの相談への対応【文化財・生涯学習課生涯学習振興室、山形県生涯学習センター】

協働 学習情報や講座の運営、講師の照会への対応等について、市町村の相談に応じ、取組みを支援します。

3 学校・家庭・地域の連携・協働

(1) 郷土愛の醸成

本県第3次総合発展計画短期アクションプラン《平成 29～32（2020）年度》のテーマに「郷土愛を育み未来を築く子育て支援・多彩に活躍する人づくり」が掲げられています。

山形には、緑あふれる豊かな自然、4つの地域毎に特色のある歴史、草木塔などに象徴される生きとし生けるものを畏れ敬うという感性を大切にしてきた風土、世界で活躍した偉人や地域の発展に尽くした先人等、誇れるべき資源があります。

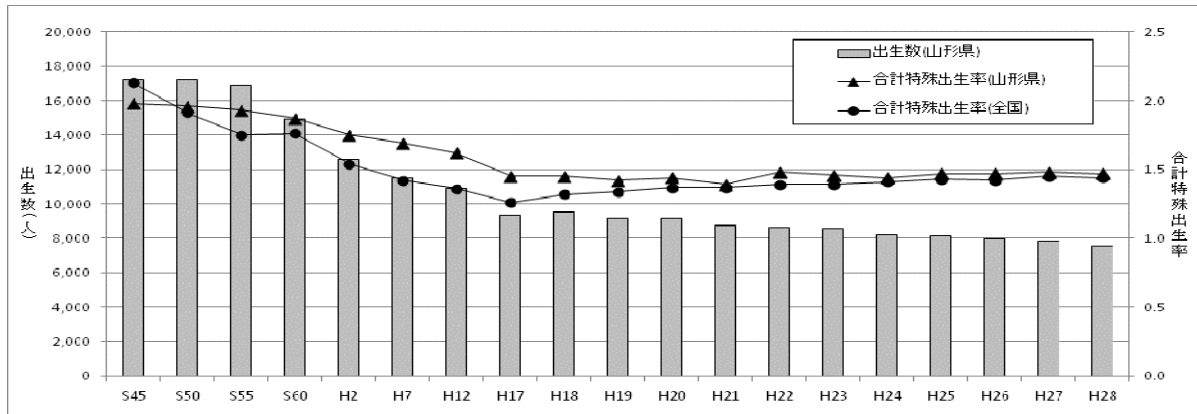
グローバル化が進展する中、県民一人ひとりが自らの「心の拠りどころ」を持って生きることができるよう、郷土の自然や歴史、伝統文化、先人の業績等に対する理解を深めることは、輝く山形の未来をひらく人づくりを進めるうえで極めて重要です。

郷土愛に基づいた県民の多様な力を引き出す生涯学習を進めるために、県民誰もが郷土山形に愛着を感じることができる学習環境づくりを、学校・家庭・地域が連携・協働しながら進めていきます。

【現状と課題】

厚生労働省の人口動態統計によれば、本県の合計特殊出生率は、第2次ベビーブーム（昭和46年から49年まで）以降減少傾向が続き、平成21年に1.39にまで落ち込んだ後上昇に転じ、平成28年は1.47となっています。出生数も減少傾向にあり、平成28年は7,547人となっています。

図7 合計特殊出生率と出生数の推移



資料【H29 人口動態統計（厚生労働省）】

本県の人口は、平成8年から減少が始まり、平成19年には、戦後初めて120万人台を割り込みました。国立社会保障・人口問題研究所による「日本の都道府県別将来推計人口¹⁹（平成25年3月推計）」によれば、本県の人口は、平成47（2035）年には89万人台にまで減少すると見込まれています。人口減少の大きな要因のひとつに若年層の県外転出が挙げられます。「平成28年山形県の人口と世帯数（山形県企画振興部）」によれば、県外への転出者総数のうち、18歳から29歳までの転出が全体の半数を占めています。中でも、進学や就職に伴う若者の県外転出が若者の人口減少、少子化をもたらしています。

急速な少子高齢の進行は、地域活動を支える世代の減少につながり、その結果、地域のコミュニティ機能が弱体化し、伝統行事や地域文化の継承が次第に困難になるなど、郷土愛や社会力を育む機会の減少につながります。

一方、本県の良さとして、地域行事へ参加している児童生徒の割合が高く、地域とのつながりの強さが表れています。そこでは、地域の方々を講師として学校に招いたり、地域の特色を生かしたキャリア教育を実施したりと、学校が地域と連携して地域を知る取組みを進めています。しかし、郷土の魅力が県民に十分には認識されていないという指摘があります。加えて、社会経済の成熟化に伴い、精神的な豊かさと文化的な生活の実感を求めて、文化芸術活動に接する機会や創作活動へのニーズが高まっています。

文化芸術活動には、作品の鑑賞や自ら創る活動、趣味や教養などの講座等による学習活動があります。また、伝統芸能や文化財の保存及び活用などの分野については、地域の特色や人材を生かした活動が展開されています。本県には、歴史的建造物や出羽三山、最上川などの特色ある文化、豊かな自然の恵みの中で育まれてきた本県固有の文化遺産や風土に根ざした伝統芸能が数多く残されています。これらは、人と人を結びつけ共生する社会の基盤となることから、今後も発展させ、継承していくことで県民の郷土愛の醸成に繋げていく必要があります。

¹⁹都道府県別将来推計人口：平成22年の国勢調査結果を基準として、平成22年から5年おきに平成52年までの30年間の各都道府県の男女別、年齢5歳階級別人口の推移を推計したもの。

【推進の方向性】

- 地域に対する愛着の有無が若者の県外転出の背景のひとつと考えられることから、子供のときから豊かな自然に触れ、地域に関する歴史、伝統文化を学び、郷土の良さを体感することができる施策を推進していきます。
- 芸術・伝統文化・芸能・生活文化など、多種多様なニーズにこたえる情報提供や学習機会の創出に努めていきます。
- 県立博物館、公益財団法人埋蔵文化財センター、公益財団法人山形県生涯学習文化財団が運営する山形県生涯学習センター、大学等高等教育機関の施設・機関と連携しながら、学習会や展示会、公開講座等を開催していきます。
- 各地域にある宝（文化財）を「山形の宝²⁰」として育成することで、地域の魅力の向上と地域住民の地域への愛着と誇りを育てていきます。

【具体的取組み】

□地域における多様な体験・交流活動の促進【学事文書課、環境企画課、文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

協働 豊かな人間性が育まれるよう、地域住民と連携・協働し、学校、地域社会、身近な自然環境の中で子供が様々な体験、経験を通して成長する機会を提供します。

□郷土愛を育む学び・活動の推進【環境企画課、6次産業推進課、県民文化スポーツ課、教育庁総務課】

創造 地域への理解と愛着を深め、地域への誇りが更に高まるよう、関係者や団体、学校等との連携により、山形の豊かな自然環境・食を生かした体験活動、農作業体験・文化芸術体験・地域の食文化を学ぶ機会等を提供します。

□自作視聴覚教材コンクールの実施【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

創造 郷土の学びに資する視聴覚教材の自作を奨励するとともに、作品の内容・制作技術の向上と利用促進を図るため、自作視聴覚教材のコンクールを開催します。

□地域教材や新聞等の活用【教育庁総務課、義務教育課】

自立 郷土を知り、郷土に学ぶ授業を充実させるために、県教育委員会が作成した『郷土 Yamagata - 語って 創る やまがたの未来』や、市町村教育委員会が発刊している社会科副読本や道徳資料、また新聞等の一層の活用を促します。

□山形県民の歌「最上川」やスポーツ県民歌「月山の雪」の普及

【広報推進課、スポーツ保健課、教育庁総務課】

自立 本県には全国に誇るべき歌（昭和天皇御製の山形県民の歌「最上川」やスポーツ県民歌「月山の雪」など）があることを多くの県民に知ってもらい、活用していただくため、様々な機会を通して普及を図ります。

□地域の貴重な資源である伝統文化の保存・伝承【文化財・生涯学習課、文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

協働 郷土を誇らしく語ることでの子供を育てるために、地域の人たちが指導者として子供たちの活動に関わるふるさと塾の取組みを推進します。また、子供の活動の成果発

²⁰山形の宝:文化財保護の目指すべき状態であり、①地域の住民が保存・活用に参加し、②「知る」「守る」「活かす」取組みが行われている文化財。

表と一般県民との交流の機会を設けるとともに、伝統芸能の指導者間のネットワーク化を図ります。

□文化財の適正な保存と効果的な活用【文化財・生涯学習課】

協働 県内にある文化財を次世代に確実に継承するために、保存修理等のための財政支援を行います。また、地域で保存活用する取組みについて、「未来に伝える山形の宝」として登録する制度を活用し、関係部局との連携により総合的に支援し、地域のイメージアップや活性化、新たな交流の拡大につなげるとともに、公開場所や活動内容等の情報提供を行います。

□県民の多様な文化芸術活動の支援【県民文化スポーツ課】

自立 山形県生涯学習文化財団等と連携しながら、県内の美術館・博物館や山形交響楽団を支援するとともに、県民の文化芸術活動の促進や鑑賞機会の充実を図ります。

【コラム-市町村等の取組みから④…学習活動を支える持続可能な体制づくり】

最上地域「SHINJO・MOGAMI シモト大学」について

平成 28 年度、市町村と最上総合支庁等で構成する最上地域政策研究所が政策提言を行い、平成 29 年度、「もがみ地域理解プログラム運営委員会」が発足、地元の高校と連携し「SHINJO・MOGAMI シモト大学」が開校されることになりました。この大学開校のねらいは、地域外へ飛び立つ前の高校生に、地域の大人と対話する機会を提供することで、地域のことをより知ってもらい、地元への意識付け、地元定着を図っていくことにあります。

特長として、シモト大学を運営する「もがみ地域理解プログラム運営委員会」は、最上管内 8 市町村、最上総合支庁、最上教育事務所、管内高等学校、民間団体、学識経験者で構成されていることがあげられます。平成 29 年度の講座の数は、8 市町村を会場に年間 11 講座（計 13 回）で、開催経費は、管内各市町村で拠出している負担金で賄っています。また、学識経験者として東北芸術工科大学の先生が参加し、専門的視点から講座開催の支援にあたっています。

参加した生徒のアンケートでは、「地域の人と協働しながら地域をよくしていきたいと思うか」という設問に対し、実施前、生徒の関心は低かったが、実施後は多くの生徒が「とても思う」と回答するなど、生徒の地元への関心の高まりを窺うことができました。また、地域・学校・行政が一体となり、地域が主体となって授業外での学習機会を提供していく運営体制が構築されてきました。

今後は、より多くの民間団体等、多様な関係者の参画による運営を行い、魅力あるプログラムを高校生に提供していくことによって、「自らシモトの未来を築いていく」という気概を培っていきたいと考えています。

(2) 地域学校協働活動による子供の育成と地域の創生

子供たちの豊かな学びと健全な育成を支えていくためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、地域社会全体で連携・協働することが求められています。平成 29 年に教育再生実行会議「第十次提言」を踏まえた学校教育法施行令の一部改正がなされ、今後、学校休業日の分散化（いわゆる「キッズウイーク」）が可能となります。このような動きを踏まえ、今後更に多様な取組みが期待されます。

【現状と課題】

家庭や地域の教育力が低下し、学校に対する県民のニーズが多様化・複雑化する中において、学校教育を従来の形だけで進めていくことには限界があります。そのようなニーズに対応していくためには、地域の教育力を活用しながら教育活動の質を上げていくとともに、教員の負担軽減を図り、教員が本来担うべき業務に専念できる環境整備が求められています。

本県では、地域学校協働活動において学校のニーズに応じた平日の学習支援や教育環境の充実を図るとともに、放課後の子供の居場所となる環境を整備するなど、家庭・地域住民が学校の教育活動等を支援してきました。一方、学校が地域コミュニティの核となり、児童生徒の地域行事への主体的な参加や伝統文化の継承等を積極的に推進するなど地域の活性化の一役を担っている事例も多く見られます。

今後、学校と地域の連携・協働を推進していくには、より一層地域全体が一体となって子供を教育していく環境・体制づくりが求められています。それに向け、それぞれの主体が子供の教育に関わる重要性等についての理解を深め、学校・家庭・地域がお互いに補完し高め合う存在として一体的に捉え、相乗効果を発揮していくことが必要です。

【推進の方向性】

- 小・中学校区あるいは市町村域を対象とした地域学校協働本部²¹の設置を進め、地域の実情に応じて学校と家庭・地域が連携・協働する体制の整備をし、地域の教育力を高めます。
- 地域学校協働活動が、地域と学校の円滑な連携・協働のもと行われるよう、地域ボランティア人材の育成と資質向上を図っていきます。

【具体的取組み】

□地域学校協働活動の普及・啓発【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

協働 学校における教育活動への支援と地域の教育力の向上のために、地域学校協働本部の設置を進め、その成果を研修会等で広く県内に情報発信することで、地域学校協働活動の充実を図ります。

□学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員等の育成【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

創造 地域学校協働活動推進員をはじめとする地域ボランティアの資質向上のために、優

²¹ 地域学校協働本部：学校と学校支援ボランティア間の連絡調整などを行う地域学校協働活動推進員を配置し、学校内外を通じた子供の生活の充実と活性化を図る体制。

れた実践事例を共有し、他の市町村の事業関係者と情報交換をしながら、活動のあり方について研修する機会を設けます。

□学校と地域が互いに補完し高め合う教育体制の推進【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

協働 学校の教育活動や放課後・土曜日等における地域の教育活動などを、幅広い地域の教育資源を生かして一体的・総合的に推進する仕組み「教育プラットフォーム²²」を構築し、社会全体で子供を育てていく体制づくりを進めていきます。

(3) 安全な居場所づくりと体験活動

子供たちが事件や事故に巻き込まれ社会問題化したり、貧困問題など、子供を取り巻く家庭や地域の教育力の低下が指摘されたりしています。このため、地域住民等の協力を得て、放課後や休日に子供たちが安全で健やかにすごせる場で、遊びや様々な体験活動等の機会の充実が求められています。

【現状と課題】

本県でも少子化の進行により、学校が統廃合され学区が広域化して通学手段のスクールバス化が進み、放課後に学校で十分に遊べないという状況が生じてきています。遊び相手がない地域も少なくなく、帰宅後の児童同士の遊びや自然体験活動の減少、学習塾やスポーツ少年団等の習い事をしている子供たちの多忙化等が懸念されています。また、社会力を育むためのボランティア体験、文化体験、世代間の交流機会も不足してきています。

放課後や休日に子供たちの多様な体験活動の場の充実を図るとともに、地域の大人がかかわることにより地域の教育力を高め、子供と大人の社会力の育成を図ることが必要です。

【推進の方向性】

- 子供から高齢者までが集える環境を整備するとともに、地域の人的・物的資源を生かした多様な活動プログラムを開発し、地域における豊かな体験の場、学校で学んだ知識を深める場、世代間交流を図る場づくりを進めていきます。
- 放課後や週末等における子供たちの安全で健やかな居場所づくりを進めるため、「放課後子ども総合プラン²³」を推進します。

²² 教育プラットフォーム:各地域学校協働本部における学校支援、放課後等支援、家庭教育支援に取り組むための土台を整え、地域学校協働本部間で相互に人的・物的支援を行うことを持続的に可能にするネットワーク体制。

²³ 放課後子ども総合プラン:放課後の子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、平成19年度に文部科学省が創設した「放課後子ども教室」と厚生労働省が以前から取り組んできた「放課後児童クラブ」の両事業を、総合的に実施する「放課後子どもプラン」が新たに創設されました。

【具体的取組み】

□子供たちの居場所と体験活動の場の確保【文化財・生涯学習課生涯学習振興室、子育て支援課】

協働 子供たちの安全で安心な居場所と、多様な体験活動の場を確保するため、文部科学省と厚生労働省が連携して推進する「放課後子ども総合プラン」を実施します。

□指導者の育成【文化財・生涯学習課生涯学習振興室、子育て支援課】

創造 「放課後子ども教室²⁴」の協働活動支援員・協働活動サポーター、「放課後児童クラブ²⁵」の支援員等を対象に、資質の向上を図るために研修会を実施します。

□地域における学習機会の提供【子ども家庭課、地域福祉推進課、文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

自立 経済的な理由や家庭の事情、地域の実情等により、家庭での学習を十分に行うことができなかったり、学習習慣等が身につけていなかったりする子供に対して、地域の様々な社会的資源を有効に活用しながら学習機会を提供します。

図8 県内の小学校区数と「放課後子ども教室」「児童クラブ」数の推移



資料【H24～H29 設置状況調査(県生涯学習振興室、子育て支援課)】

²⁴放課後子ども教室: 文部科学省が所管する事業で、すべての子供を対象に、地域住民等の協力を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供する取組み。

²⁵放課後児童クラブ: 厚生労働省が所管する事業で、保護者が労働等により昼間家庭にいない子供を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供する取組み。

(4) 読書活動の推進

読書は、読者の感性を磨き想像力をふくらませ、人生を豊かなものにすることから、幼い頃から本に親しむ習慣を身につけることが大切です。

子供の読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校がそれぞれの担うべき役割を果たすとともに、互いに連携しながら社会全体で取り組むことが求められています。

【現状と課題】

平成 28 年度子ども読書活動事業調査(県教育庁文化財・生涯学習課)によると、乳幼児期から本に親しむ機会を増やすために、ブックスタート事業や読み聞かせ会等、子供の読書活動事業を実施している市町村が多くあることがわかりました。また、学校においては、就学前に培った読書習慣を教育課程全体で意図的・計画的に伸ばす様々な取組みが行われています。

県では、「第3次山形県子ども読書活動推進計画」を策定(平成 29 年 3 月)し、施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。生涯にわたる読書習慣を身につけさせるためには、幼い頃から本に親しめるような環境を整備するとともに、子供の発達段階に応じて読書に親しむ機会を充実させていくことが必要です。

【推進の方向性】

○本が好きな子供を育てるために、家庭や、学校、図書館などの関係機関、ボランティア団体等が連携し相互に協力を図りながら、子供の読書活動に関する取組みや研修機会の一層の充実を図ります。

【具体的取組み】

□家庭における読書活動への支援【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

創造 読み聞かせや読書の大切さについて理解を促すために、ボランティア団体や図書館職員等の支援者、及び親子を対象とした研修活動の充実を図ります。

□施設やボランティア団体との連携強化【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

協働 公立図書館や読み聞かせボランティアとの連携を密にして、子供の読書に対する関心・意欲を高めるような環境の充実に努めます。

□学校・家庭・地域が連携した「読育」の推進

【義務教育課、義務教育課特別支援教育室、高校教育課、文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

協働 学校における「読育」を推進するため、PTAや地域読み聞かせ団体等と幅広く連携して、読書活動を取り入れた授業を実施するなど読書活動を充実させていきます。

(5) P T A活動の充実

P T Aは、保護者と教員が連携して学び合い、子供たちの健全な育成を支援する社会教育団体として、様々な活動を実施しています。P T Aは、学校・家庭・地域を結ぶ要として重要な役割を担っており、学校や地域の実態に応じたP T A活動の充実が求められています。

【現状と課題】

P T A活動は、学校・家庭・地域の連携協力を進める上で重要であり、保護者にとっては地域の社会活動への参加のきっかけとなるものでもあります。また、成人期の中でも、仕事や子育て等、特に多忙な時期における貴重な学習機会の場として機能していくことも期待されています。

しかしながら、保護者の共働きや生活様式の多様化等により、P T Aに加入しても活動に参加できなかったり、参加について消極的だったりしているとの指摘もあります。

学校行事の支援や地域行事への参加、親子活動や保護者に対する研修会の開催等、P T A活動は多岐にわたりますが、前例にとらわれず学校や地域の実態に応じた柔軟なP T A活動の展開や活性化を図ることが必要です。

【推進の方向性】

- 研修活動を通して教育の基盤である家庭の教育力を高め、地域とともに子供たちを守り育てていこうという気運を高めていきます。
- P T A活動の活性化を図るため、研修機会・顕彰制度・情報提供の充実を図っていきます。

【具体的取組み】

□P T Aリーダー研修会の開催【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

創造 P T Aのリーダーとしての資質向上のために、県P T A連合会等の関係機関と連携しながら研修会を開催します。

□優秀な成果を上げているP T Aの表彰【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

自立 P T A組織の運営状況、学校・家庭・地域の連携に関わる状況等において、様々な校種・規模のモデルとなるような、優れた団体を表彰します。

□事例集の発行による情報提供【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

自立 P T A活動の活性化を図るため、優れた活動を行っているP T A団体の活動を冊子にして各学校に配布・周知します。

(6) 障がい者の生涯を通じた多様な学習活動の充実

障がいのある子供が、学齢期に充実した特別支援教育を受けるのみならず、就学前や卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようにすることが重要です。

関係部局が連携した進学・就職を含む切れ目ない支援体制の整備、障がいのある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援する特別支援教育、障がい者スポーツや障がい者の文化芸術活動の振興等に総合的に取り組むことが求められています。

【現状と課題】

平成 26 年の「障害者の権利に関する条約」（障がい者の生涯学習の確保を規定）の批准や、平成 28 年の「障害者差別解消法」の施行等を踏まえ、障がい者が生涯にわたり、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようにすることが重要です。

このため、国においては、障がい者のライフステージ全体に着目して、多様な学習活動を支援する取組を推進する体制を確立し、関係省庁等が連携しながら、教育やスポーツ、文化の施策全体にわたって一体的に推進することとしています。

また、本県では、平成 28 年に「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を施行し、障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に向けた取組みを推進しています。

このため、県及び市町村においても、広く生涯学習、学校教育、社会教育、スポーツ、文化、福祉、保健、医療、労働等の各分野の関係機関が連携し、障がい者の生涯を通じた多様な学習活動の支援を推進していく必要があります。

【推進の方向性】

- 障がい者の生涯学習支援に必要な推進体制を、関係部局・団体等と連携しながら構築していきます。
- 障がい者の生涯学習支援に係る効果的なプログラムや好事例を収集し、広く紹介していきます。
- 障がい者の生涯学習支援に関する情報を、速やかに提供していきます。

【具体的取組み】

□県の生涯学習推進体制の整備【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

創造 当分の間は、平成 25 年度より設置している、山形県生涯学習推進委員会の機能を拡充し、障がい者の生涯学習支援に係る情報も含めて意図的に取り上げ、関係部局等が連携し、総合的に施策が展開されるようにします。

□障がい者の生涯学習活動に係る表彰制度への推薦【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

自立 スポーツ活動や文化芸術活動を含む障がい者の生涯学習を支える活動について、そ

の内容が他の模範と認められる団体等に対する文部科学大臣表彰への推薦を通して、更なる活動の活性化を図っていきます。

□障がい者の生涯学習の場の提供【障がい福祉課、義務教育課特別支援教室】

自立 障がい者が、自らの可能性を追求し、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようになるために、スポーツ活動や文化活動等を含む多様な生涯学習の場を提供していきます。

□障がい者の生涯学習活動に係る好事例の普及【文化財・生涯学習課生涯学習振興室】

自立 障がい者の生涯学習支援に係る効果的なプログラムや好事例を収集し、研究大会や研修会、広報誌等を通して広く紹介し、優れた取組みの普及を図っていきます。

□学校等における障がい者に対する理解の推進【障がい福祉課、義務教育課特別支援教室】

協働 障がい者の生涯にわたる学びを支援し、地域とのつながりづくりを進めていくためには、周囲の人々や地域の障がい者に対する理解を進めていくことが必要です。そのために、障がいのある子供たちとの交流及び共同学習の機会を意図的に設けていきます。

また、障がいを理由とする差別の解消について、民間事業所での差別解消の推進役となる「心のバリアフリー推進員」の養成や児童を対象とした差別解消パンフレットの小学校での配布・活用等を通して、障がいや障がい者に対する県民の理解を一層広げていきます。

4 大学等高等教育機関・NPO等との連携協力

生涯学習・社会教育行政は、住民のニーズに応じて、多様で豊かな学習の場を提供する観点から、社会教育関係団体、大学等高等教育機関、民間教育事業者、NPO等の団体が創意にあふれた活発な教育活動を展開できるような環境を整備し、地域における生涯学習の取り組みを促進していくことが求められています。

【現状と課題】

産業構造の変化、都市化・過疎化、価値観の多様化など社会経済環境が変化する中で、地域における人のつながりや連帯感、支え合いの意識が希薄化し、地縁組織による伝統的な地域コミュニティの機能は低下してきています。その一方で、NPOやボランティア団体、大学等高等教育機関等、地域を限定することなく、特定の目的・テーマのもとに活動を行う新たな地域づくりの担い手が登場し、その活動は活発化してきています。

現在、県内の各大学等高等教育機関では、地域貢献の取組みとして、多岐にわたる分野の公開講座を開催するなど教育・研究内容の地域開放を進めており、県民の多様な学習機会の提供に寄与しています。また、県内の各地域を教育の場として、地域資源の調査研究や地域の人々との交流を通じたフィールドワークを授業に取り入れるなど、大学等高等教育機関と地域との関係が深まりつつあります。

大学等高等教育機関においては、教育・研究活動のほか、地域における生涯学習機会の

提供など社会貢献の取組みの一層の充実が期待されます。また、NPOやボランティア団体、まちづくり団体などを支援していくことが必要です。

【推進の方向性】

- 大学等高等教育機関における生涯学習機能の充実を図るため、教育・研究内容の情報発信とその利活用を含めた学習機会の提供や、地域とのかかわりを重視した人材育成への取組みを支援していきます。
- 既存の社会教育関係団体に加えて、NPO等の新たな市民活動団体や様々な民間団体・企業等と連携協力を進めていきます。

【具体的取組み】

□大学コンソーシアムやまがた²⁶における公開講座の開催【学事文書課】

創造 「ゆうキャンパス・ステーション²⁷」を会場として、公開講座の開催、教育・研究内容の情報発信を行い、より多くの人に学習の場を提供します。

□山形県立米沢栄養大学及び山形県立保健医療大学における地域貢献

【学事文書課、健康福祉企画課】

協働 多様で豊かな学習の場を提供する観点から、山形県立米沢栄養大学及び山形県立保健医療大学において、その教育・研究成果を学びや暮らしの中で役立てる機会を提供し、県民の健康づくりに貢献します。

□山形県立米沢女子短期大学における地域貢献【学事文書課】

協働 多様で豊かな学習の場を提供する観点から、山形県立米沢女子短期大学において、その教育・研究成果について広く学ぶ機会を提供します。

□公益の心のふるさと創りの推進【庄内総合支庁】

創造 公益教育研究会、東北公益文科大学と協働して、研修会やセミナーを実施し、公益教育の普及・啓発を行い、公益活動の裾野を拡大します。

□地域探訪講座の開催【庄内総合支庁】

自立 生涯学習施設と連携・協力し、地域の自然、文化、歴史や先人の生き方など地域資源を題材にした学習の場を設け、地域に対する愛着と誇りを育みます。

□地域づくり人材育成研修会の開催【市町村課】

協働 地域の資源や魅力を活用した地域づくりの手法などを学んでいく場としてNPOやボランティア団体、まちづくり団体などを対象とした研修会を開催します。

²⁶大学コンソーシアムやまがた: 県内の高等教育機関連携の一層の推進と地域社会への貢献を目的として、平成16年に設立。県内の大学、短大、高専等が共同して各々の特性を生かした人材育成、教育・研究、地域貢献及び情報発信等に取り組んでいます。

²⁷ ゆうキャンパス・ステーション: JR山形駅前に設置・運営されている、大学コンソーシアムやまがたの活動拠点及び交流スペース。

5 山形県生涯学習センターによる支援

【現状と課題】

公益財団法人山形県生涯学習文化財団が運営する山形県生涯学習センター（以下、「センター」という。）は、本県における生涯学習の中核施設として平成2年7月に設置され、本県の生涯学習に関する「人材育成センター・情報センター・研究センター」としての役割を担い、学習講座の開設、人材育成の研修、学習情報の提供・相談の実施、調査活動などの事業を行ってきています。

これまでの全県的な取組みにより、県民の生涯学習への関心や意欲は着実に高まり、今日、様々な分野で生涯学習の活動が展開されるようになっていますが、依然として生涯学習に取り組んでいる人が多いとは言えず、県民への働きかけと支援が必要であること、「社会の要請」にこたえる学びを充実させ、「個人の要望」による学びとのバランスをとっていく必要があることなどの課題を抱えています。

センターは、これからも県と連携を図りながら本県のこれらの課題に対処し、本計画が目指す生涯学習社会の実現に向けてその役割を果たしていく必要があります。

また、具体的な取組みにあたっては、これまでの成果及び社会情勢の変化などを踏まえながら、センター事業について常に検証、見直しを行い、事業の重点化や効果的な展開に一層努めていくことが求められています。

【推進の方向性】

生涯学習推進の基本的機能（人材育成・情報・調査活動）を担いながら、特に次のような方向で事業の重点化を図り、本県における学習活動を推進、支援していきます。

- 県民が、身近なところで学習に参画し、学ぶことができるように、市町村における学習機会の充実などの取組みを支援していきます。
- 地域課題や現代的課題について県民が理解を深める場となる学習の機会の充実と、多くの県民に生涯学習への関心を持ってもらうための啓発に、県、市町村、関係機関と連携・協働し、取り組んでいきます。
- 山形県生涯学習情報提供システム（平成26年12月運用開始）を中心とした総合学習情報提供事業について、県民に役立つ情報を発信するという視点からの充実、見直しを行いながら、県民がより利用しやすい提供体制を目指していきます。

【具体的取組み】

□人材育成

創造 県と連携して市町村等の社会教育関係職員の研修を行い、関係職員の資質向上を図るとともに、生涯学習活動支援者のより効果的なスキルアップを図るため、広域的な研修を実施します。

□学習情報の提供・相談

自立 学習情報に関しては、山形県生涯学習情報提供システムの情報内容の充実を図り、県民ニーズにあわせた情報をホームページで提供します。また、県民から寄せられる生涯学習に関する各種学習相談の充実に努めます。

□県民主体の学習機会の提供

協働 地域や市町村が行う事業や県民の自主的な学習活動に対する支援を行うとともに、連携事業にも取り組みます。また、地域の実情を踏まえた広域的な事業や社会的要請に応じた新しいテーマの講座等の開催に努めます。

□「山形学」の推進

自立 センター開設当時から先導的な講座として取り組んできた「山形学」は、生涯学習の一環である以上に、地域学として大きな意義を有していることから、山形県についての多面的で的確な知識を得るための学習の場として継続実施します。

□生涯学習に関する調査

創造 県民ニーズに応じた生涯学習の支援策を検討するため、県と連携して地域の生涯学習活動の実態やニーズを把握するための実態調査等に取り組むほか、県や市町村との情報交換や意見交換を積極的に行います。

◇山形県生涯学習センターの歩み

- ・平成2年：センターが開館し、その後、平成4年に、「山形県生涯学習振興計画」が策定されました。センターでは、実験的・先導的な研修交流事業を積極的に展開するとともに、人材養成、学習情報のデータベース化と学習相談機能の強化を図るなど、生涯学習の普及推進に重点をおいた取り組みが行われました。
- ・平成9年：「新山形県生涯学習振興計画」が策定され、講座・情報・調査研究などの事業を体系化して全面的に展開したほか、市町村と連携した学習プログラムの開発に取り組むとともに、インターネットを活用した情報提供の充実を図るなど、地域における生涯学習活動の定着・拡充に重点を置いた事業が展開されました。
- ・平成14年：「第3次生涯学習振興計画」が策定されたこの時期は、地域や市町村において生涯学習活動が定着してきていることを踏まえ、地域における主体的な生涯学習活動への支援と総合的な学習情報の提供に重点を置いて事業を展開するとともに、「山形学」のさらなる推進と地域学ネットワークの構築を推進するなど様々な支援を行ってきました。
- ・平成25年：「第4次生涯学習振興計画」が策定され、県民が身近な所で学習に参画できるよう、市町村における学習機会の充実や地域課題・現代的課題に係る学習機会の充実、多くの県民に生涯学習への関心を持ってもらうための啓発等に重点的に取り組みました。

6 社会教育施設による支援

(1) 山形県青少年教育施設

①山形県青年の家

【現状と課題】

青年の家は、人や社会とのかかわりにつながる様々な交流・体験活動をとおして、自立して主体的に社会に参画する青少年を育成することを目指しています。

具体的には、地域で活躍する青少年ボランティアサークルのネットワークを構築してそれぞれの活動に学び合い、自分たちの活動の質を向上できる機会を提供するなどして、地域青少年ボランティア活動の推進を図っています。さらに、地域コミュニティの活性化を目指す青年等に対して、地域活動のノウハウ等を学ぶ機会や、青年同士が交流し互いに高め合う機会を提供しています。また、ひきこもりなどの特別な事情を有する青年の社会参加や自立に向けた支援や、子育て環境の変化に対応した研修会など、青少年にかかわる現代的課題への対応に関する事業を行っています。

また、利用団体の受入や施設管理を担う指定管理者は、学校や関係機関と連携を図りながら、学校教育の支援や次代を担う人づくり等の機会提供に努めています。

今後も青少年に対する学びのプログラムの研究開発に努め、県研修担当と指定管理者が連携して提供することで、人と人とのつながりに学ぶ青少年の拠点施設としての機能をさらに強化していく必要があります。

【推進の方向性】

- 様々な地域活動などに取り組む青少年の活動拠点として施設を充実させ、より質の高い活動ができるように支援していきます。
- 青年の地域活動支援、青少年ボランティアの育成・支援、青少年にかかわる現代的課題への対応といった3つの中核機能を中心に、研修プログラムの開発・提供を行っていきます。

【具体的取組み】

□青年による地域活動の支援

自立 青年グループが互いに交流する場や学び合う機会を通して、青年による自立した活動を支援します。

□青少年ボランティア活動の推進

自立 青少年ボランティアサークルへの支援を継続しつつ、加えて、サークルに所属しない生徒に対して広くボランティアの良さを伝え、ボランティア体験の機会を提供することを通じ、地域青少年ボランティア活動の一層の推進を図ります。

□青年の現代的な課題に関する支援

創造 人口減少や子育て環境の変化、社会参加・自立に向けての課題等の青年の現代的課題について、学び合いや体験活動の場を設け、解決に向けての支援を行います。

②山形県少年自然の家

【現状と課題】

県内 4 ヶ所の県少年自然の家は、野外活動などをおして青少年の健全育成を図る場として、多くの小・中学校や幼稚園・保育所、各種団体・サークル等から利用されています。各施設とも、地域の自然や歴史・文化等の特色を生かした多様な体験プログラムを開発・提供し、社会力や心身ともにたくましく生きる力の育成を支援しています。一方で、児童生徒数の減少等への対応、生涯学習の観点から、幼児から高齢者まで幅広い年齢層への利用者の拡大が課題となっています。

施設利用の意義について一層の周知に努めるとともに、多様化するニーズに対応する魅力ある活動プログラムを開発していくことが求められます。指定管理者制度が導入された施設では、生涯学習としての利用が増加しています。今後も利用者の利便性を図り、幅広い年齢層を対象とした体験活動の拠点施設として少年自然の家の魅力を多くの人に発信していくことが必要です。

【推進の方向性】

- 小中学校における体験活動の一層の充実を期して、利用者の利便性に配慮するとともに、地元での体験活動により郷土への愛着を育むため、県内 4 地域に各 1 施設の現行配置を維持していきます。
- 多様化するニーズへの効果的・効率的な対応、利用者サービス等の観点から管理部門及び主催事業の一部に指定管理者制度を導入することで、学校や社会教育関係団体等の受入に伴う利用者への指導・支援を担う県研修担当と相互に協力・連携した施設運営を行っていきます。

【具体的取組み】

□県と指定管理者が協力・連携した施設運営

自立 これまで県が培った研修のノウハウと、指定管理者が有する新たなアイデアを融合させた事業展開と活動提供により、幼児から高齢者まで、自ら利用したいと思えるような施策運営に努めます。

□魅力ある活動プログラムの開発

創造 利用者の満足度の向上と利用者数の増加を目的に、それぞれの施設の特色を生かした活動プログラムを開発し提供します。

□利用者増加に向けた情報提供

自立 様々な広報媒体の活用、学校や関係機関への訪問等により積極的な広報活動を展開し、学校はもとより P T A や子ども会等の社会教育関係団体の利用促進、さらには一般の方々の利用促進を図っていきます。

□学校や関係機関との連携の強化

協働 子供たちの自然体験・生活体験の充実を図るため、施設周辺の学校や幼稚園、保育

所のほか、社会教育機関やNPO等との連携強化にも積極的に取り組みます。

(2) 山形県立博物館

【現状と課題】

県立博物館は、植物、動物、地学、考古、歴史、民俗、教育の7部門に関する多くの貴重な資料を収蔵展示し、本県の自然や歴史、文化等の情報センターとしての役割を果たすとともに、生涯学習の拠点施設として様々な交流の場を提供し、県内外の利用者に親しまれてきました。

博物館の役割である資料の収集、整理・保管、調査・研究、展示、教育の活動を一層推進し、博物館の魅力の向上を図っていくとともに、本県の自然、文化等の保全・創造に貢献していく必要があります。

また、施設の老朽化が進んでいること、現在地は史跡としての整備が進められていることから、新たな博物館の在り方について検討を進める必要があります。

【推進の方向性】

○展示・企画等を充実させ、県立博物館の魅力向上・機能強化を図っていくとともに、課題となっている老朽化した施設・設備については、計画的な整備を行いながら新たな博物館の在り方について検討を進めます。

【具体的取組み】

□展示・企画の充実及び情報発信の強化

自立 自然や歴史、文化など本県の魅力を県内外に発信し、学びと交流の拡大につなげていきます。このため、常設展示されている国宝土偶「縄文の女神」を最大限活用するとともに、本県の資源を活用した魅力ある企画展等を開催します。各分野における学芸員の資質向上や解説員・案内ボランティアの協力により、収蔵品等を生かした企画運営体制の充実を図るとともに、SNS等も活用し、情報発信を強化します。また、児童生徒から一般県民に至るまで、多様な興味・関心に応え得る相談体制と企画の充実に努めます。

□教育・普及活動の充実

創造 県内の児童生徒が博物館で行うことのできる学習・体験活動の紹介や子供向けのホームページの充実などにより、子供たちに郷土のことを知ってもらうための環境を整備します。また、学校と博物館を結ぶという視点で、教育に活用できる企画展示や体験型展示、プログラム開発を推進します。

□高等教育機関及び県内博物館等との連携の強化

協働 高等教育機関等との連携を推進し、学芸員や教員の相互派遣、学生の博物館事業への参画などに取り組み、教育研究や博物館事業の活性化を図ります。県内の他の博物館・美術館・資料館等との連携を強化し、ネットワークの中核として、本県の自然や歴史、文化等の情報発信と生涯学習の交流拠点としての役割を果たします。

□施設整備を含む新しい博物館の在り方を検討

創造 施設設備の老朽化の進行を踏まえ、新しい博物館の在り方について、山形県立博物館協議会などを活用しながら、基本理念や対象領域などについて体系的に検討を進めます。

(3) 山形県立図書館

【現状と課題】

山形県立図書館は、県民の生涯にわたる学習を支援する施設として重要な役割をもっています。幼児から高齢者にいたるあらゆるライフステージにある人々に対し、学習に役立つ資料・情報の提供を行うとともに、学習の機会や場を提供していますが、近年、図書館に求められている機能が高度化・多様化していることから、県民の知的活動を支える中核的な施設として、一層の機能強化を図っていく必要があります。

【推進の方向性】

○「県民のあらゆる活動を支え、地域の課題解決に貢献する知の拠点」という基本理念のもと、その担うべき役割や機能を維持しつつ、県民本位の利用しやすい図書館を目指し、「県民が集い・学ぶ図書館」を実現していきます。

【具体的取組み】

□大規模改修の実施

自立 「本との新たな出会い」や豊かな「学び」を提供するためには、多様な資料の充実を図るとともに、その資料が開架されていることが大切です。また、幅広い世代の人々に対応したそれぞれの空間づくりも重要であり、それらを可能にするため施設の改修を実施します。

□ICT活用の充実

自立 県民に等しくサービスを提供するという県立図書館の使命を果たすためには、ICTを活用した資料の提供と県内外の図書館とのネットワーク化が重要です。また、郷土資料等の収集や保存は県立図書館の大切な役割であり、そのデジタル化と公開も進めていきます。

□管理運営の充実

創造・協働 幅広い分野の資料の充実を図るとともに、読書に親しむ環境を醸成するための企画展やテーマ別展示を実施します。また、生涯学習の多様なニーズにこたえるための調査相談（レファレンス）能力の向上を図るとともに、市町村図書館（室）との連携を強化しながら、利用者サービスの充実に努めます。

「第5次山形県生涯学習振興計画」の数値目標

重点① 個人や地域の多様化するニーズを踏まえた学習機会・学習内容の充実

目標指標	関連	現状値	目標値
○家庭教育講座（「やまがた子育て講座」や企業等での「家庭教育出前講座」）を実施した市町村【生涯学習振興室】	1 0	33 市町村(H29)	35 全市町村(H32)
○将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合【義務教育課】	1 4	小 6 - 87.2% 中 3 - 72.7%(H29)	増加させる (H32)
○県とNPO等との協働事業数【県民文化スポーツ課】	2 5	154 事業(H28)	170 事業(H32)
○高齢者の生活支援・介護予防を担う地域の拠点の創設数（福祉型小さな拠点）（累計）【健康長寿推進課】	3 2	32 箇所 (H29)	100 箇所(H32)
○総合型地域スポーツクラブの会員数【スポーツ保健課】	3 5	20,679 人(H29)	22,200 人(H32)
○公民館等で開催されている各種事業・講座等への参加人数【生涯学習振興室】	3 8 3 9	516,991 人(H28)	547,400 人(H32)
○県障がい者スポーツ大会参加者数（主大会分）【障がい福祉課】	4 9	2,988 人(H28)	3,600 人(H32)

重点② 地域づくり・絆づくりに係る学習活動の推進

目標指標	関連	現状値	目標値
○地域の行事に参加している児童生徒の割合【義務教育課】	1 2	小 6 - 82.7% 中 3 - 57.9%(H29)	小 6 - 90% 中 3 - 70%(H32)
○若者が主体となった取組みの企画提案数（累計）【若者活躍・男女共同参画課】	1 9	36 件(H28)	142 件(H32)
○県民のボランティア活動参加率【県民文化スポーツ課】	2 4	32.2%(H28)	40.0%(H32)
○地域や社会をよくするために何をすべきかを考える児童生徒の割合【教育庁総務課】	4 2	小 6 - 44.8% 中 3 - 34.5%(H26)	増加させる(H32)

重点③ 持続可能な推進体制整備、人材育成機会の提供等による市町村への支援

目標指標	関連	現状値	目標値
○市町村研修等支援事業の申請件数【生涯学習振興室】	3 8	14 件(H29)	17 件(H32)
○社会教育主事講習受講教員数【生涯学習振興室】	3 8	10 人(H29)	15 人(H32)
○学校における地域連携担当教員の設置率【生涯学習振興室】	3 9	73.8%(H29)	増加させる(H32)
○地域学校協働本部のための教育プラットフォームの構築【生涯学習振興室】	4 5	6 市町村(H29)	35 全市町村(H32)

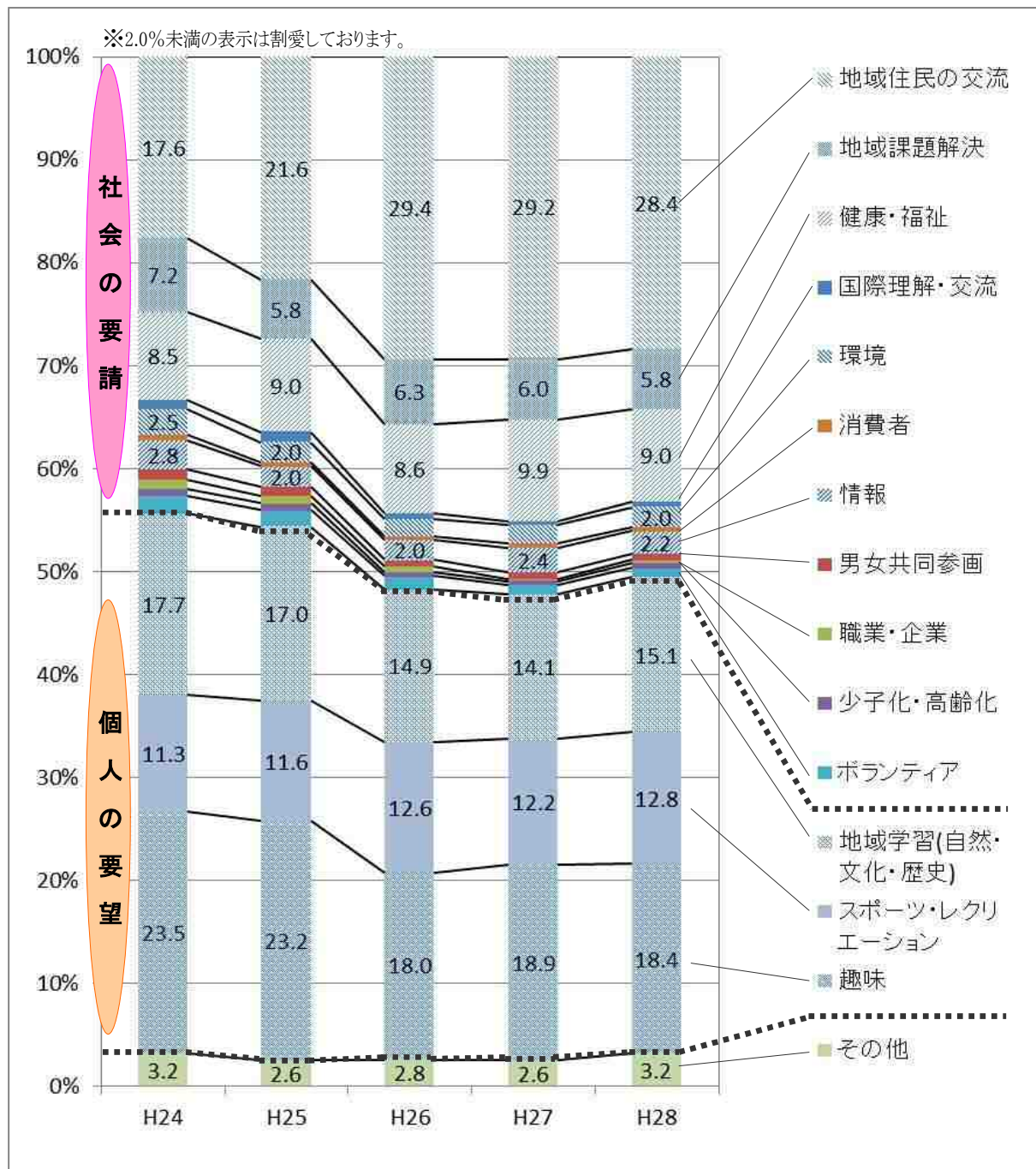
◇資料編

①県内の成人を対象とした学習の状況	・ ・ ・	59
②県民のボランティア活動への参加状況	・ ・ ・	60
③県内高校生のボランティア活動状況	・ ・ ・	62
④山形県の社会関係資本の度合を示す各種指標値	・ ・ ・	63
⑤県民の地域のつながりについて	・ ・ ・	64
⑥生涯学習振興政策等年表	・ ・ ・	65
⑦山形県生涯学習推進委員会設置要綱	・ ・ ・	67

①県内の成人を対象とした学習の状況

「市町村における社会教育等事業調査」によると、以前は『個人の要望』による学びが多かったのですが、最近では、「地域住民の交流」や「地域課題の解決」等『社会の要請』にこたえる学習活動が増加傾向にあり、平成26年度以降、市町村では、成人を対象とした社会教育等事業の半数以上の割合を占めるようになりました。

図表1 成人を対象とした学習事業《学級・講座》の推移（山形県）

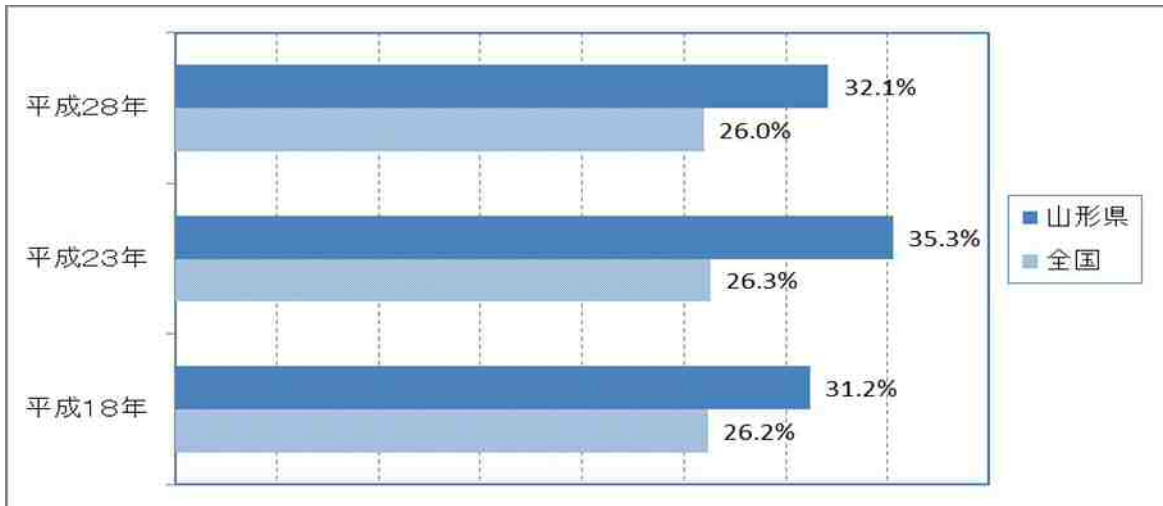


資料【H24～H28 「市町村における社会教育等事業調査」(県生涯学習振興室)

②県民のボランティア活動への参加状況

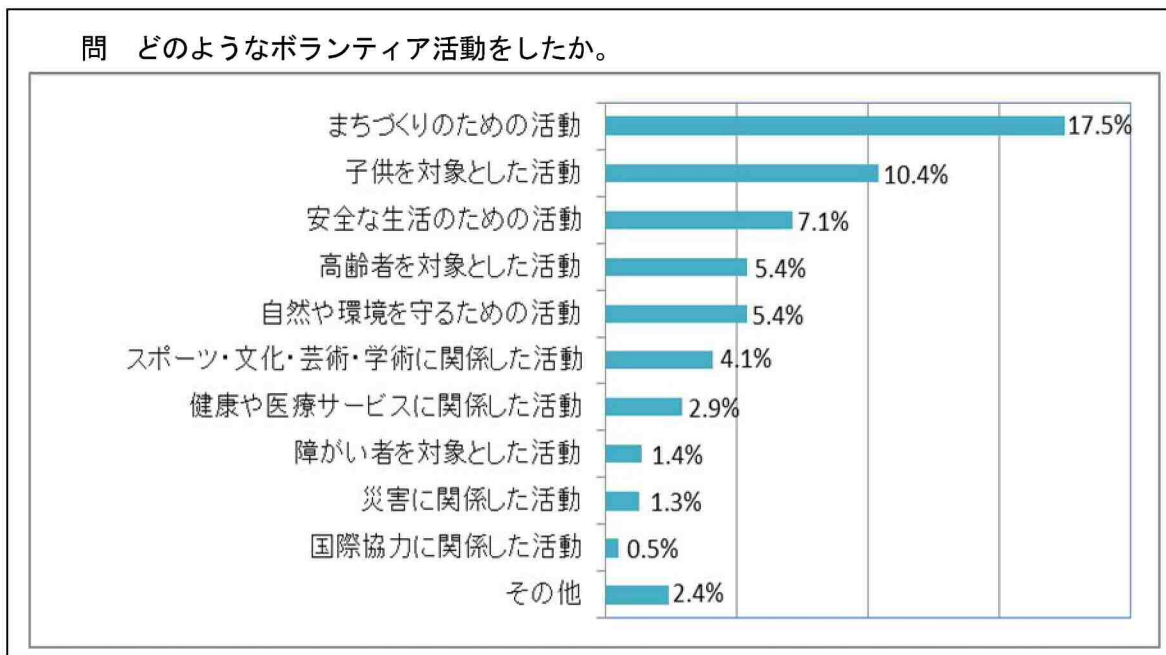
「社会生活基本調査」によると、本県のボランティア活動行動者率は、全国の上位に位置しています。また、「県政アンケート調査」によると、60歳以上のボランティア活動参加への意向について、「積極的に参加したい」「機会があれば参加したい」を合わせると、『参加したい』と回答する方が7割を超え、ボランティア活動が、県民生活に根づいていることが窺えます。

図表2 ボランティア行動者率（山形県）



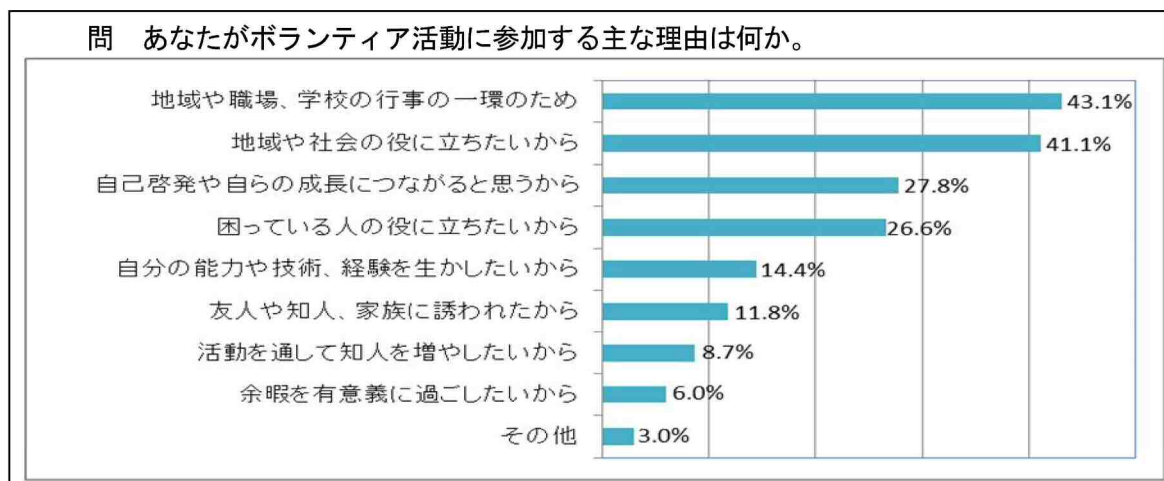
資料【H28 社会生活基本調査（総務省統計局）】

図表3 ボランティア活動の内訳（山形県）



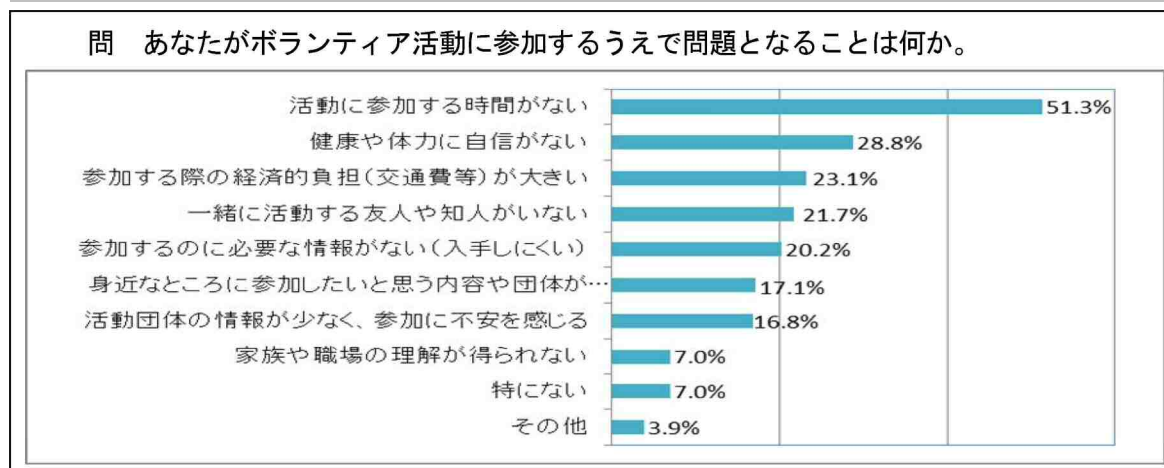
資料【H28 社会生活基本調査（総務省統計局）】

図表4 ボランティア活動に参加する理由（山形県）



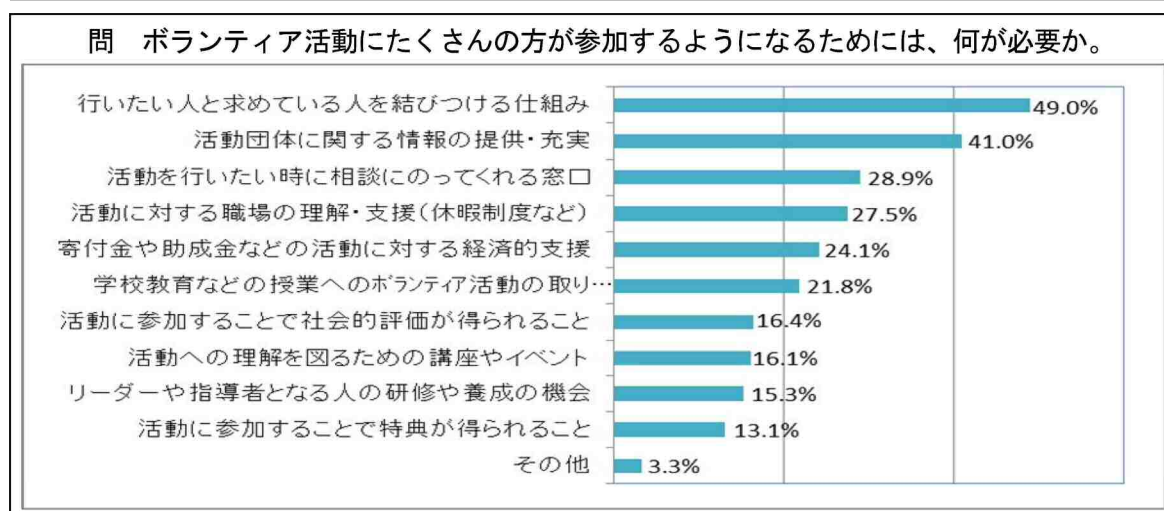
資料【H28 県政アンケート調査（県企画調整課）】

図表5 ボランティア活動に参加するうえでの課題（山形県）



資料【H28 県政アンケート調査（県企画調整課）】

図表6 ボランティア活動を活性化させるために必要なこと（山形県）



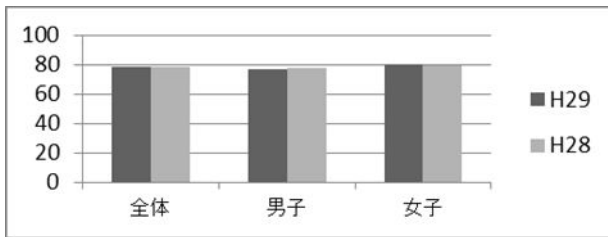
資料【H28 県政アンケート調査（県企画調整課）】

③県内高校生のボランティア活動状況

「YYボランティア」の愛称で親しまれている本県の地域青少年ボランティア活動は、全国的にも知られており、中学生・高校生を中心に、自分の住む地域で多様な活動を展開しています。

前述しました、山形県のボランティア活動行動者率が全国の上位に位置しているもの、このような学生時代のボランティア活動の経験が、生涯にわたって活動を継続していける素地になっているものと思われます。

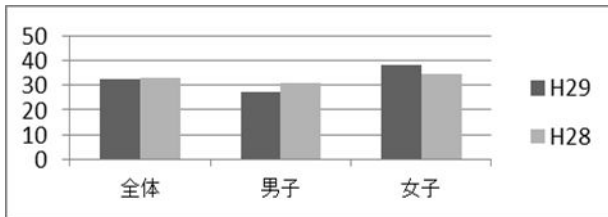
図表7 高校在学中のボランティア活動経験者率《生活全般…学校の内外を問わず》(山形県)



性別	H29	H28	増減
全体(6,699)	78.4%	78.5%	▲0.1%
男子(3,202)	76.6%	77.9%	▲1.3%
女子(3,445)	80.1%	78.9%	1.2%

※()内は有効回答者数、性別無回答52名

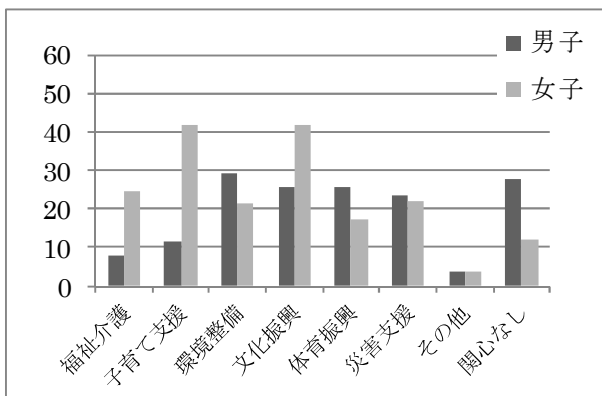
図表8 高校在学中のボランティア活動経験者率《学校の活動以外》(山形県)



性別	H29	H28	増減
全体(6,699)	32.7%	33.0%	▲0.3%
男子(3,202)	27.1%	31.0%	▲3.9%
女子(3,445)	38.0%	34.7%	3.3%

※()内は有効回答者数、性別無回答52名

図表9 高校生が関心をもつボランティア活動分野(山形県)



分野	全体(6,699)	男子(3,202)	女子(3,445)
福祉介護	16.6%	7.8%	24.7%
子育て支援	27.2%	11.5%	42.0%
環境整備	25.1%	29.1%	21.2%
文化振興	33.9%	25.8%	41.6%
体育振興	21.2%	25.5%	17.2%
災害支援	22.7%	23.8%	21.7%
その他	3.8%	3.9%	3.6%
関心なし	19.5%	27.6%	11.8%

※()内は有効回答者数、性別無回答52名

資料【H29 山形県公立高校生のボランティア活動実態調査(山形県青年の家)】

④山形県の社会関係資本の度合を示す各種指標値

「かかわり」や「つながり」とは、「社会関係資本」のことであり、それは「信頼関係」や「絆」あるいは「ネットワーク」といった言葉で言い表される、人間関係が生み出す力のことで

す。
全国には、このような「かかわり」や「つながり」を再構築していかなければならない地域があるのに対して、本県は、「かかわり」や「つながり」の度合いが比較的高い、ということが特長としてあげられるといえます。

図表 10 社会関係資本の度合を示す各種指標（山形県）

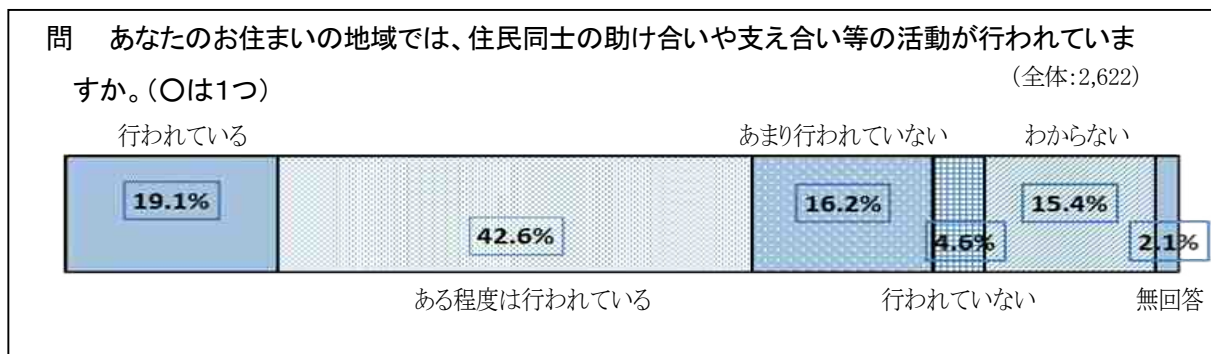
項目名	単位	年次	山形県		全国の指標値
			指標値	順位	
○家庭でのかかわりの強さを示す指数					
三世代同居率	%	2015	17.8	1	5.7
一般世帯の平均人員	人	2015	2.78	1	2.33
核家族世帯の割合（対一般世帯数）	%	2015	49.84	46	55.79
単独世帯の割合（対一般世帯数）	%	2015	25.49	47	34.53
○家庭生活の安定度を示す指数					
離婚率（人口1,000人当たり）	人	2015	1.34	47	1.78
○地域とのつながりの強さを示す指数					
・持ち家率の高さは、長年その地域に往み、近隣の人々とのつきあいが密である確率が高いことを示している					
持ち家比率（対居住世帯あり住宅数）	%	2013	76.7	3	61.7
公民館数（人口100万人当たり）	館	2011	451.3	3	114.9

資料【統計でみる都道府県のすがた 2017 山形県の全国トップ5（県統計企画課）】

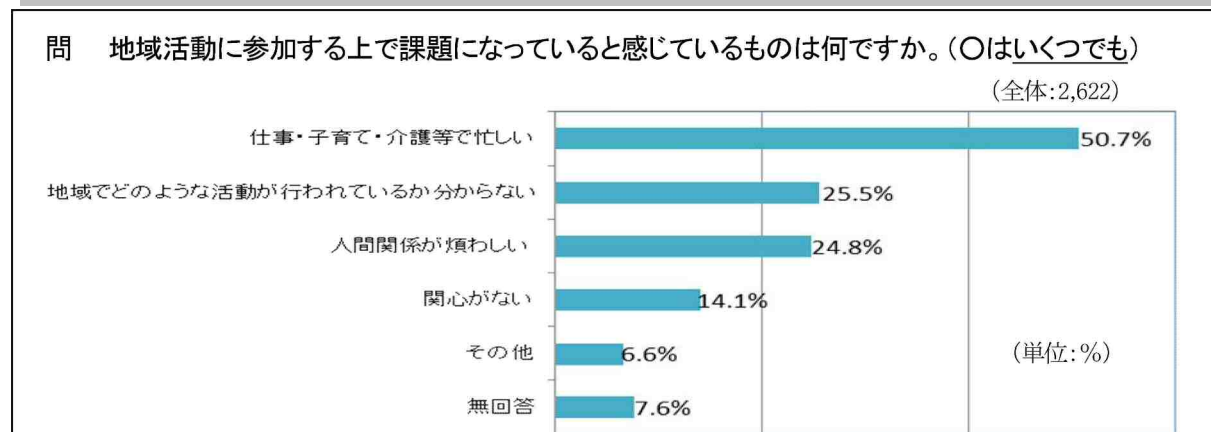
⑤ 県民の地域のつながりについて

前述のとおり、本県は、「かかわり」や「つながり」の度合いが比較的高い、ということが特長としてあげられますが、「県政アンケート調査」によると、地域の活動を更に活発にしていくためには、「活動に関する情報の提供」や「世代を超えた交流」等が必要であると思っている県民が多いということが窺えます。

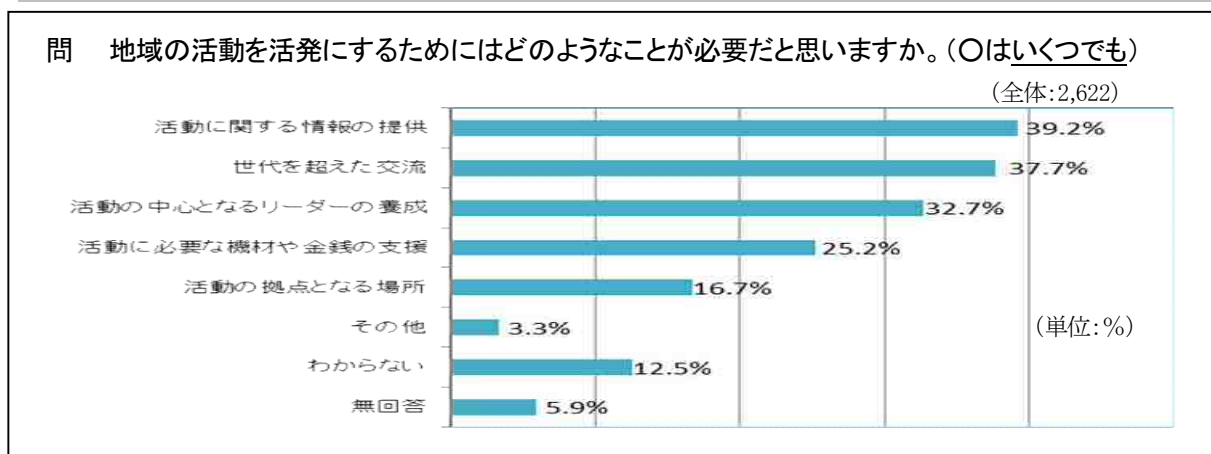
図表 11 住民同士の助け合いや支え合いの活動について（山形県）



図表 12 地域の活動に参加する上での課題について（山形県）



図表 13 地域の活動を活発にするために必要なことについて（山形県）



資料【H29 県政アンケート調査（県企画調整課）】

⑥生涯学習振興政策等年表

西暦	元号	国内外	山形県
1946	S.21	憲法	
1947	S.22	教育基本法	
1948	S.23	社会教育法	
1951	S.26	社会教育法改正(「社会教育主事設置」)	
1959	S.34	社会教育法改正(「社会教育主事必置」)	
1965	S.40	ユネスコ「生涯教育」の理念を提唱	
1971	S.46	社会教育審議会答申(社会教育に生涯教育の概念を付加)	
1972	S.47	ユネスコ「Learning to be(未来の学習)」発表・生涯教育推進を勧告	
1978	S.53		(財)生涯教育推進基金設立
1981	S.56	中央教育審議会答申「生涯教育について」	
1982	S.57		県生涯教育基本構想答申
1985	S.60	臨時教育審議会答申(1～4次)	県生涯教育センター基本構想答申
1987	S.62	・生涯学習体系への移行 ・「生涯教育」を「生涯学習」概念に変更	
1988	S.63	文部省生涯学習局発足	
1990	H. 2	中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律	生涯学習センター(遊学館)開館 公民館連絡協議会再結成
1991	H. 3	中央教育審議会答申 (生涯学習の成果の評価に関する実態と考え方)	
1992	H. 4	生涯学習審議会答申 (生涯学習社会を築くための施策、振興方策の答申の中で、 現代的課題について言及、「いつでも、どこでも、誰でも」の言葉で生涯学習を説明)	第1次生涯学習振興計画策定 (「いつでも、どこでも、だれでも」学習を行える学習社会の構築)
1995	H. 7		教育センター社会教育部廃止
1996	H. 8	ユネスコ報告「学習:秘められた宝」 (知ることを学ぶ、為すことを学ぶ、共に生きることを学ぶ、人間として生きることを学ぶ、生涯学習審議会答申、各施設の充実方策を提言)	社会教育委員連絡協議会結成
1997	H. 9	生涯学習審議会概要 (学習の成果を生かすことの意義、問題点と必要な支援方策を提言)	第2次生涯学習振興計画策定 (学習環境の総合的な整備)
1999	H.11	生涯学習審議会答申(学習の成果を生かすための方策)	
2000	H.12	生涯学習審議会答申(情報化に関する様々な施策を提言)	
2001	H.13	文部科学省発足 生涯学習政策局設置	第13回全国生涯学習フェスティバル (まなびピア)を本県で開催
2002	H.14	学校完全週5日制導入 中央教育審議会答申(生涯各期における教養教育)	第3次生涯学習振興計画策定 (県民主体の学習推進)
2003	H.15	中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」	生涯学習センターへの社会教育主事派遣終了
2004	H.16	中央教育審議会報告「今後の生涯学習の振興方策」 (個人の需要と社会の要請のバランス)	第5次山形県教育振興計画策定
2006	H.18	教育基本法改正 (3条「生涯学習の理念」、第10条「家庭教育」、第13条「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」)	担当課が知事部局から、教育庁の「教育やまがた振興課」へ
2007	H.19		市町村への社会教育主事派遣終了

西暦	元号	国内外	山形県
2008	H.20	中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習振興方策」 自立した個人の育成や自立したコミュニティの形成 (国民一人一人の生涯を通じた学習の支援、社会全体の教育力の向上) 社会教育法改正 (生涯学習の振興に寄与、家庭・学校・地域の連携協力、学習成果の活用促進)	
2009	H.21	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地教行法)改正 (社会教育行政の所管範囲の弾力化ースポーツと文化関係の所管が首長部局へ移管可ー2010施行)	
2010	H.22		「生涯学習振興課」に担当課名変更 県公民館連絡協議会と県社会教育委員連絡協議会が統合し、県社会教育連絡協議会発足
2011	H.23	スポーツ振興法廃止、スポーツ基本法制定	
2012	H.24	中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理 (個人の自立、絆づくり・地域づくり、社会教育行政の再構築) 中央教育審議会教育振興基本計画部会(審議経過報告) (絆づくりと活力あるコミュニティの形成、自立・協働・創造モデルとしての生涯学習社会を実現)	
2013	H.25	第2期教育振興基本計画 (「自立・協働・創造」の3つの理念、基本的方向性の1つに「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」、少子・高齢化等の様々な課題に対応する生涯学習社会の構築)	第4次生涯学習振興計画策定 (一人ひとりの個性が奏であい 輝く山形の未来を拓く生涯学習)～自立、協働、創造～ 「文化財・生涯学習課 生涯学習振興室」に担当課名変更 県生涯学習推進委員会立ち上げ
2015	H.27	中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」 (「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を初めとする3つの答申)	第6次山形県教育振興計画策定
2016	H.28	「次世代の学校・地域」創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～ (一億総活躍社会の実現と地方創生の推進に向け、学校と地域が相互にかかわり合い、学校を核として地域社会を活性化させていくことをめざす。次代の郷土をつくる人材の育成、学校を核としたまちづくり、地域で家庭を支援し子育てできる環境づくり、学び合いを通じた社会的包摂という方向を目指して取組みを進める。)	
2017	H.29	社会教育法一部改正 (「地域学校協働活動」を全国的に推進するための連携協力体制の整備や、「地域学校協働活動推進員」に関する規定を盛り込む。) 第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について (全ての人々が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する学習を通して、「学び」と「活動」の循環を形成することに資する生涯学習を推進)	
2018	H.30	文部科学省組織再編 総合教育政策局設置(予定)	第5次生涯学習振興計画策定 (一人ひとりの個性が奏であい 輝く山形の未来を拓く生涯学習)～自立、協働、創造～

⑦山形県生涯学習推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 生涯学習に関する施策の総合的な企画及び調整を行うとともに、その推進を図るため、山形県生涯学習推進委員会（以下委員会という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 生涯学習に関する施策の総合的推進に関すること。
- (2) 生涯学習に関する施策の総合調整に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、教育長をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育次長をもって充てる。
- 4 委員は、各部局関係各課長及び山形県生涯学習センター学習振興部長の職にあるものをもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、委員長の命を受け、所掌事務をつかさどる。

(会議)

第5条 委員の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長が、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、第3条第1項に規定するもの以外のものの出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、事務局を教育庁文化財・生涯学習課に置く。

- 2 事務局長は、文化財・生涯学習課長をもって充てる。

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月7日から施行する。

「一人ひとりの個性が奏であい 輝く山形の未来を拓く生涯学習」
～ 自立・協働・創造 ～

第5次山形県生涯学習振興計画
平成30年3月

山形県教育庁 文化財・生涯学習課 生涯学習振興室
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

